各高齢者施設・住まい 各介護保険事業所 管理者様

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課

新型コロナウイルス感染症の発生及び感染拡大による影響を踏まえた 社会福祉施設等を運営する中小企業・小規模事業者への対応について(周知)

このことについて、令和2年3月17日付けで厚生労働省老健局総務課認知 症施策推進室他から別添のとおり事務連絡がありましたのでお知らせします。

今般、国へ中小企業・小規模事業者から、労働基準関係法令への対応に困難を伴う状況がある旨の声が寄せられていることから、国事務連絡別添のとおり、都道府県労働局長に対し、「新型コロナウイルス感染症の発生及び感染拡大による影響を踏まえた中小企業等への対応について」(令和2年3月17日付厚生労働事務次官通知厚生労働省発基0317第17号。以下「次官通知」という。)が発出されました。

この次官通知中、社会福祉施設等において新型コロナウイルス感染症対策を行う場合、個別具体的に判断されるものではありますが、学校等の臨時休業、職員の感染等により職員の確保が困難となった場合等についても、要件に該当する場合は、労働基準法第 33 条第1項に基づく労働基準監督署長の許可又は届出により対象になり得るものですので、ご承知おきください。

また、本内容については、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署にお 問い合わせいただきますようお願いいたします。

本事務連絡については、ウェブサイト「介護情報サービスかながわ」に掲載していますので御確認ください。

【掲載場所】

介護情報サービスかながわ

- → 書式ライブラリー
 - → 11. 安全衛生管理・事故関連・防災対策
 - → 感染症関係

(http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=599&topid=22)

問合せ先

電話 (045)210-1111 (代表)

福祉施設グループ 森 (内線 4855)

保健・居住施設グループ 戸塚 (内線 4859)

在宅サービスグループ 岡田(内線 4824)